

## 碧南市地域防災計画（令和 2 年度）改訂の要旨

### I 趣旨

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画である。これらに掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

#### 【令和 2 年度の修正の方針】

1. 愛知県地域防災計画の修正の反映
  - ① 愛知県の取り組みに係る修正
  - ② 国の防災基本計画やガイドライン等の修正・追加に伴う修正事項
2. 碧南市各部局における活動の反映等

### II 令和 2 年度の修正の概要

#### 1. 愛知県地域防災計画の修正の反映

県の地域防災計画の修正に伴い、必要な修正を行う。県の地域防災計画の修正内容は以下の通りである。

##### ① 愛知県の取り組みに係る修正

- 1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応※<sub>1</sub>
- 2 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備
- 3 避難所における感染症対策の推進※<sub>2</sub>

##### ② 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

- 1 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動
- 2 NPO・ボランティア等との相互協力・連絡体制に関わる修正

### ※1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、県、国、市町村、防災関係機関等が連携協力し防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難対策等の対応を行う。

#### ◆主な対応

- 放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警報)等の内容、交通及びライフラインに関する情報等を地域住民等に周知する。
- 国からの指示のもと事前避難対象地域の住民へ避難を促す。  
(本市は、検討の結果、高齢者等事前避難対象地域を設定した。)

### ※2 避難所における感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に対応する。

#### ◆主な対応策

- 避難所は十分なスペースの確保、体温計、マスク・消毒液の備蓄等
- 避難所の入口に発熱、咳等のある人や濃厚接触者専用の受付窓口の設置
- 換気をこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開に)する。

## 2. 碧南市各部局における活動の反映等

碧南市の各部局における活動内容及び検討内容を反映し、必要な修正を行う。現時点で確認している変更内容は以下の通り。

- 地区防災活動拠点の変更 玉津浦グラウンド → 碧南市臨海公園
- 南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に定める防災拠点の変更及び追加  
救助活動拠点 玉津浦グラウンド → 碧南市臨海公園  
地域内輸送拠点に碧南市臨海公園を追加
- ※なお、愛知県が「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を改定する際(令和3月3月予定)に、それぞれ変更する予定。
- 機関名の表記変更、碧南市各部局からの意見収集及び修正結果の反映  
「防災課」「健康課」 → 「本部班(防災課)」「第1医療班(健康課)」等
- 文言の統一  
「民生委員」「民生委員児童委員」 → 「民生委員児童委員」  
「グラウンド」 → 「グラウンド」 等
- 現行計画における不整合の修正、体裁の修正